

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年3月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成25年3月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業) 土井地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業) 徳前地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業) 樋ノ尻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 笠田宮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池取水施設改修事業) 太郎坊池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業) 島の池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 七尾新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道舗装事業) 四ツ足地区	〃
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 千代地区	〃